保護者向けいじめ防止啓発リーフレット

草津小学校の子ども達をいじめから守るために

GD (SED) STOP



しない させない みのがさない

こんな場面、「いじめ」でしょうか?

・休み時間になっても 自力で問題を解いてい るときに勝手に答えを 言われて、嫌な気持ち になった。

ドッジボールで遊ん でいた時に、相手の投 げたボールが顔に当た り、痛くて嫌だった。

休み時間にサッカーをしている時、自分が ミスをし、周囲の子に 笑われて嫌な気持ちに なった。

みんなには「おはよ う」と言っているのに、 自分だけ言ってもらえ ず、嫌な気持ちになっ た。



どの場面も、「いじめ防止対策推進法」ではいじめと判断されることがあります。

いじめの定義をご存じですか?

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【いじめ防止対策推進法より抜粋】

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」では、上記のように定義されています。「パソコン・携帯電話での中傷、悪口」などの種類も追加されました。

つまり「いじめ」とは…

- ○被害者と加害者が知り合い同士
- ○○心理的または物理的な影響を与える 行為があった
- ○被害を受けた子どもが「嫌な気持ちになった」「痛い思いをした」など 心身の苦痛を感じている

<u>この3つが当てはまる場合のことです。</u>

一見仲がよさそうに 見えても、実はいじめ られていることも考え られます。

本人に「いじめのつ もりではなかった」と いじめた認識がなくて も、加害者になってし まうケースがあります。

人を気づかう言動が できるように心がけて おくことが重要です。

こんなことが、「いじめ」です。

- (1) からかわれたり、嫌なことを言われたりする。
- (2)仲間外れ、無視される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする。
- (4) ひどくけられたり、プロレス技をかけられたりする。
- (5) 物をかくされたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (6)嫌なことやはずかしいこと、危険なことをさせられる。
- (7) インターネット上で悪口などを書かれる。

これは「いじめ」ではないよね?

- ○「いじり」や「からかい」は、まだいじめではない。
- ○「善意」や「無意識」でしたことは、いじめではない。
- ○「すぐに謝って、相手も許している」からいじめではない。

いいえ、いじめではないとは言い切れません。 被害者がつらいと感じたら、**「いじめ」**です。

<u>子どものSOSを</u> みのがさない

→子ども同士の気になる言動 を見逃さず、子どもの話を しっかり聞くことを大切り しています。全校児童を ります。全校児童を ります。 のアンカー を実施し、子どもの現状 ・シをでかんでいます。

話やすい関係と

機会・場をつくる

→教育相談週間を設け(年2回)、子ども一人ひとりと 回)、子ども一人ひとり。 話す時間を持っています。 また、「保健室」「心の保 建室」において、担任以外 →の先生とも話せる場を作っ →でいます。

草津小 いじめ未然防止の取組み

<u>「いじめを許さない」心を育て、</u> 行動できる子どもを育てる

ー人ひとりの違いを認め、受け入れ、お互いを大切にで きる学級づくりをめざしています。

道徳の時間や学級活動などでは、いじめをなくすために 自分にできることや、いじめにあったり見たりした時、 どう行動するかについて学習しています。

また、学校行事、なかまや長縄の日などの機会を捉えて 集団の力を高め、いじめは「しない」「させない」 「ゆるさない」学校をめざしています。

認知件数について

学校が情報を確認したもののうち、「いじめ防止対策推進法」上の「いじめ」にあたると判断されたものすべての数字が「認知件数」です。どんな些細なトラブルもいじめに発展する可能性があると捉え、丁寧な対応を行った件数の報告のことです。



草津小「いじめ防止基本方針」より〔令和4年4月〕

いじめ めも?しないことが 気づいたら…

芦津小の先生たちは、



すぐに解決のために動き出します!



いじめじゃ かなあ?

- ●気づいた人は、どの先生でもいいので、(先生には話しにくい 時は、友だちやおうちの人に)知らせてください。
- ●知らせを聞いた人は、先生に伝えてください。知らせを聞いた 先生から草津小の先生たちに必ず伝わります。

「学校問題対策委員会・いじめ対策委員会|

【メンバー】関係する学年や学級の先生たち・生徒指導の先 生・保健室の先生・教育相談の先生・教務の先生たち・児童 支援の先生たち・教頭先生・校長先生

(スクールソーシャルワーカー等専門家の先生たち)

★解決に向かうまで何度でも対策委員会を開きます。



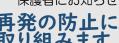
その後も様子を 見守り、見届け

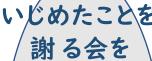
保護者に状況を

●指導後の様子について、 多くの教師の目で見届け、 保護者にお知らせします。

再発の防止に 取り組みます

●同じようなことが二度 と起らないよう、再発を 防ぐための取組を行いま





開きます

- ●いじめをした子ど もと保護者が、反省 の気持ちを話します。
- ●いじめをされた子 どもと保護者が、今 の気持ちを話します。
- ●学校(先生)から、こ れからの見守りや見 届け、再発防止等に ついて話をします。



- ●いじめをしたかもしれない子ども、い じめをされたと感じている子ども、様子 を見ていた子どもなどから、それぞれ話 を聞きます。状況に応じて、学習中に話 を聞くこともあります。
- ●聞いたことを合わせて、起こったこと を確かめます。話が合わなかったら、聞 きなおします。

保護者に 連絡します

●いじめをした 子ども・いじめ をされた子ども 両方の保護者に 連絡し、起こっ たことなどを伝



場合によって



いじめをした 子どもなどを 指導します

- ●いじめの内容によっては、 学校以外の人に指導に協力し てもらうこともあります。
- ●草津市教育委員会・関係機 関や、コミュニティースクー ル等に状況を報告します。







誰もがいじめられる側、いじめる側になる可能性があります。お子さ んは、保護者の声かけを待っているかもしれません。お子さんの様子、 変化を見逃さないようにすることが大切です。



こどもの変化 買った覚えのないものを 持っている。 П 与えた以上のお金を持って いる。または、お小遣いで は買えないものを持ってい る。 親の言うことを聞かなくな り、言葉遣いが荒くなる。 親が部屋に入ることを極端 に嫌がるようになった。 「洗濯物を自分でする」と 急に言い出す。 生活の変化 朝、なかなか起きられない。 П 朝になると色々な理由をつ けて学校を休みたがる。 遅刻、早退が増えた。 食欲がなくなったり、 П だまって食べるようになる。 服がよごれたり、やぶれた П りしている。 自分を否定するような言動 П

学校での変化

夜、寝られていない。

が増える。

П

- 学校で使うものや持ち物が なくなったり、壊れたりし ている。
- 教科書やノートに落書きを されたり破られたりしてい る。

友だち関係の変化

親しい友だちが遊びに来な
い。遊びに行かない。
学校や友だちに対する不平、
不満を言うことが増える。
転校したい、消えてしまい
たいなどの話をするように
なる

家庭での変化

表情が暗く、	会話が少なく
なる。	

- イライラし、家族や物にあ たる。
- 自分の部屋に閉じこもって いる時間が増える。
- 家からお金を勝手に持ち出 したり、必要以上にお金を ほしがる。

変変 で子どもの変化を キャッチするために

- ●子どもと過ごす時間を作りましょう。
- ●子どもの様子にアンテナを張りましょう。
- ●悩みがあれば一人で悩まずに 誰かに相談することが 大切であることを 子どもに伝えましょう。

テクノロジーの発達スピードがめざましく、スマートフォンやSNSでのトラブルやいじめが複雑になり、見えにくくなっています。



こんな状況にご注意ください。すべていじめです。

- ●本人に許可なくSNSに写真を投稿したり、グループラインにアップした。
- ●ゼンリーなど位置情報サービスアプリで自宅等を特定し、他人に教える。
- ●もらった写真を加工して、他人に見せる。
- ●偽アカウントを作成し、第三者になりすまして悪口を書き込んだり、送信したりする。
- ●匿名性の高い質問箱(インスタグラムなど)に誹謗中傷を書き込む。

個人情報

個人情報を掲載すると肖像権やプライバシー権の侵害にあたることもあります。加害者にも被害者にもなる可能性があることを子どもに理解させましょう。

誹謗中傷

特定の個人に対する悪口や誹謗中傷は名誉棄損罪などの罪 に問われる場合があることを子どもに伝えましょう。

ネット 対策

インターネットの有害サイトを閲覧できないようにするフィルタリングを設定しましょう。

SNSや掲示板で誹謗中傷、悪口を書かれ 削除したいと思ったら…

ネット上の書き込みを学校が把握することは難しく、学校が常に監視して関わっていくことには限界があります。ネット上の書き込みの削除依頼は、学校ではなく、<u>原則として、本人または保護者が行うことになります。</u>学校はその方法などについて助言を行い、支援します。犯罪性が高い場合は、警察に通報することも重要です。



違法・有害情報相談センター

インターネット上の違法・有害情報に対して適切な対応を促進する目的で、 対応に関するアドバイスや関連情報の提供等を行う相談窓口です。インター ネットにおける違法・有害情報に対する削除等の対応方法について教えてくれ ます。

https://ihaho.jp/



インターネット・ホットラインセンター

インターネット上の違法・有害情報に関する通報を警察庁に情報提供し、サイト管理者等に送信防止措置を依頼する等の業務を行っています。相談窓口ではありません。

https://www.internethotline.jp/